

その他

薬食発0120第12号
平成22年1月20日
一部改正 平成23年6月15日薬食発0615第1号

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

新薬剤師国家試験について

平成23年度から実施する新たな薬剤師国家試験の問題区分及び科目については、平成22年1月20日付け薬食発0120第10号「薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の公布について」によりお知らせしたところであるが、医道審議会薬剤師分科会の検討を経て取りまとめた「新薬剤師国家試験について」を踏まえ、当該試験の出題形式及び解答形式等は、下記のとおりとするので、御了知の上、関係方面への周知徹底方お願いします。

記

1. 試験出題形式及び解答形式

試験は、正答肢を選択する問題（一問一答形式、正答の設問肢が一つではない形式又は解答肢のすべての組合せの中から正答肢を選択する形式）を基本とする。ただし、実践に即した問題抽出・解決能力を確認する観点から、実践の場で取り得る解答肢の中から最も適切なものを選択する問題や、明らかに誤りである解答肢や重要性が低い解答肢を選択する問題なども出題する。また、「必須問題」などの場合にあっては、設問の正誤を一問一答形式で問うことを基本とすること。

2. 試験問題数

試験問題数は「必須問題」が90問、「一般問題（薬学理論問題）」が105問、「一般問題（薬学実践問題）」が150問、合計345問とし、その内訳は次表のとおりとする。なお、薬学実践問題は、「実務」20問に加え、「実務」とそれ以外の科目とを関連させた複合問題130問とすること。

科目	問題区分				出題数計
	必須問題	一般問題			
		薬学理論問題	薬学実践問題		
物理・化学・生物	15問	45問	30問	15問 (複合問題)	60問
衛生	10問	30問	20問	10問 (複合問題)	40問
薬理	15問	25問	15問	10問 (複合問題)	40問
薬剤	15問	25問	15問	10問 (複合問題)	40問
病態・薬物治療	15問	25問	15問	10問 (複合問題)	40問
法規・制度・倫理	10問	20問	10問	10問 (複合問題)	30問
実務	10問	85問	—	20問 + 65問 (複合問題)	95問
出題数計	90問		105問	150問	345問

3. 試験時間

新薬剤師国家試験の試験時間は、次のとおりとすること。

時間		問題区分及び科目
第 1 日	9:30— 11:00	必須問題試験 (物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務)
	12:30— 15:00	一般問題試験 (薬学理論問題) (物理・化学・生物、衛生、法規・制度・倫理)
	15:50— 17:45	一般問題試験 (薬学理論問題) (薬理、薬剤、病態・薬物治療)
第 2 日	9:30— 11:35	一般問題試験 (薬学実践問題) (物理・化学・生物、衛生) 【実務】*
	13:00— 14:40	一般問題試験 (薬学実践問題) (薬理、薬剤) 【実務】*

15:30 - 18:00	一般問題試験（薬学実践問題） （病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務）【実務】※
------------------	--

※【実務】は、実務以外の科目と関連させた複合問題として出題されるもの

4 合格基準

以下のすべてを満たすことを合格基準とすること。

- ① 全問題への配点の65%を基本とし、問題の難易を補正して得た実際の総得点以上であること。
- ② 一般問題について、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の35%以上であること。
- ③ 必須問題について、全問題への配点の70%以上で、かつ、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の50%以上であること。

5 過去に出題された試験問題（既出問題）の取扱い

新薬剤師国家試験における既出問題のうち、薬剤師に必要な資質を的確に確認することが可能な良質な問題として一定の評価が与えられた問題を活用することとし、その割合は、現行制度と同程度（20%程度）とすること。ただし、新薬剤師国家試験における既出問題が十分に蓄積されるまでの間の活用する割合は、この限りではないこととする。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規則〕

○人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則(人事院九一八―七四)

○東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止(同一〇一―三)

〔告示〕

○運転シミュレーターの型式認定番号を指定した件(国家公安委三三)

○道路に関する件
(東北地方整備局二〇三―二〇八)

○道路に関する件
(関東地方整備局四六三―四六七)

○道路に関する件
(北陸地方整備局一一八―一二二)

○道路に関する件
(中部地方整備局一六四―一六七)

○道路に関する件
(中国地方整備局一九八―二〇二)

○道路に関する件
(四国地方整備局二二八―二二九)

○道路に関する件

○道路に関する件
(九州地方整備局一七六、一七七)
○道路に関する件
(北海道開発局二二二、二二三)
〔官庁報告〕
官庁事項
昭和三十八年人事院公示第五号、平成十年人事院公示第五号及び平成十二年人事院公示第十七号の一部改正に關し、決定した件(人事院公示二二)

〔公告〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項関係

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定平成二十三事業年度上半期決算、平成二十二事業年度財務諸表(独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第四百六十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、首都高速度道路株式会社料金の額及び徴取期間の変更、中日本高速度道路株式会社(料金の額及び徴取期間の変更、工事区間変更)、阪神高速度道路株式会社料金の額及び徴取期間の変更、型式住宅部分等製造者の認証関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

係

会社その他

会社決算公告

一四 一六

一四

一三 一四

一三

規 則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一八（初任給、昇給、昇給等の基準）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。
平成二十三年十二月二十八日
人事院規則九一八（初任給、昇給、昇給等の基準）
人事院規則九一八（初任給、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一八（初任給、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則
第一条中「同法」を「給与法」に改め、「受けた者」の下に「各庁の長」という語を加える。
第二項第五号中「正規の試験」を「採用試験」に改め、同項の試験の下に「規則八一八第三条第一項に規定する経験者採用試験（以下「経験者採用試験」という。）を除く。」を加え、同条第十号中「正規の試験」を「採用試験」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第九号中「国税専門官採用試験」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第八号中「正規の試験」を「採用試験」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第七号中「正規の試験」を「採用試験」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第六号中「正規の試験」を「採用試験」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第五号の次に次の七号を加える。
六 総合職（院卒） 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）をいう。
七 総合職（大卒） 国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）をいう。
八 一般職（大卒） 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）をいう。
九 一般職（高卒） 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）及び国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））をいう。
十 専門職（大卒一階） 次に掲げる採用試験（平成二十四年二月一日以後に告知された試験に服する。次号及び第十二号において同じ。）をいう。
イ 国税専門官採用試験
ロ 労働基準監督官採用試験
十一 専門職（大卒二階） 次に掲げる採用試験をいう。
イ 皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）
ロ 法務省専門職員（入間科字）採用試験
ハ 外務省専門職員採用試験
ニ 財務省専門職員採用試験
ホ 食品衛生監視員採用試験
ヘ 航空管制官採用試験
十一 専門職（高卒） 次に掲げる採用試験をいう。
イ 皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）
ロ 刑務官採用試験
ハ 入国警備官採用試験
ニ 税務職員採用試験
ホ 航空保安大学校学生採用試験
ト 海上保安大学校学生採用試験
チ 海上保安大学校学生採用試験
テ 気象大学校学生採用試験
第十一條第一項中「級は」の下に、「この条の定めるところにより」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第二に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分に対応する初任給額の職務の級に決定するものとする。
第十一條第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、各庁の長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該新たに職員となつた者の採用の日に占めることとなる官職の職務とそれの複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該新たに職員となつた者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。
4 新たに職員となつた者のうち、前二項の規定の適用を受ける者以外の者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職務欄の区分又は試験欄の区分（職務欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給額の職務の級（次条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される俸給表の履下の職務の級を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第二十条第四項前段特別の事情がある場合には、同項の規定の例によるものとした場合に決定すること）が定まる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあつては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することのできる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあつては人事院の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

第十二條第一項第二号中「受ける職員」の下に「第二号に掲げる職員を除く。」を加え、同項を同項第四号とし、同項第一号中「次号」を「前二号及び次号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号及び第二号として次の二号を加える。
一 前条第二項の規定により職務の級を決定された職員、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給額に定める号俸
二 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。）各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相当する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸

第十三條第一項中「適用する」を「適用するものとし、経験者採用試験の結果に基づいて職員となつた者には適用しない」に改め、同条第二項中「正規の試験」を「採用試験」に改め、同条第三項中「正規の試験」を「採用試験」に、「I種」又は「A種」を「総合職（院卒）」、「総合職（大卒）」又は「専門職（大卒一階）」に改める。
第十四條第二項中「正規の試験」を「採用試験」に、「I種」「II種」及び「A種」を「総合職（院卒）」、「総合職（大卒）」、「専門職（大卒一階）」及び「専門職（大卒二階）」に、「B種」に「B種」に「C種」に「C種」に改める。
第十五條第一項中「又はその委任を受けた者」を削り、同項第一号中「正規の試験」を「採用試験」に、「I種」「II種」及び「A種」を「総合職（院卒）」、「総合職（大卒）」、「専門職（大卒一階）」及び「専門職（大卒二階）」に改める。
第十五條第二項中「第十一條第二項及び」を「第十一條第四項、第十一條第十二條第三号及び第二項並びに」に改める。
第十六條中「含み、当該適用される試験欄の区分が「II種」の区分である場合は「B種」の区分は含まないものとする」を「含み」に改める。

第二十條の二第三項中「正規の試験」を「採用試験」に改め、同条第四項第一号中「の規定の適用を受けた職員及び第十八条第一号又は第二号に該当し、同条を」又は第十八条」に改め、同項第一号中「第二十七條第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。
 第二十三條第一項中「第三條」を「第二十條、第二十一條又は前条」に改め、同条第四項中「第一項」を「第二項」に改める。
 第二十五條第一項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改める。
 第二十七條第一項を加える。

第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。

第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。

第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。

第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。

第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。

第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。

第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。

第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。

第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。
 第三十一條から第三十三條までを削り、第六章中第二十九條の二を第三十條とし、同条の次に次のように加える。

職 種	試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
	総合職(部分)		
	総合職(大卒)		2級1号俸

級	採用試験		他	卒	初任給
	一般職(高卒)	専門職(大卒二階)			
一般職(大卒)					1級25号俸
一般職(高卒)					1級5号俸
専門職(大卒一階)					1級25号俸
専門職(大卒二階)					1級25号俸
専門職(高卒)					1級5号俸
航空					1級1号俸
航海					1級1号俸
船舶					1級1号俸
無線					1級1号俸
電信					1級1号俸
郵便					1級1号俸
文書					1級1号俸
事務					1級1号俸
その他					1級1号俸

別表第二の行政職俸給表(初任給標準表)の備考第四項中「この表」の次に「又は次項の表」として同表の備考に次の一項を加える。
 5 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となった者には、次の表を適用する。

試験	学 歴 免 許 等	初 任 給
I 種		2級1号俸
II 種		1級25号俸
III 種		1級5号俸
A 種		1級26号俸
B 種		1級15号俸
試験	学 歴 免 許 等	初 任 給
総合職(部分)		1級27号俸
総合職(大卒)		1級17号俸
一般職(大卒)		1級9号俸
専門職(大卒二階)		1級9号俸

別表第1の専門職職種表(初任給標準表)の欄第1項及び第3項中「この表」の次に「又は第5項の表」を加え、同表の欄第1項を1項とする。

5 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。

採用試験	試験	学歴免許等	初任給
採用試験	I 種		1級17号俸
	II 種		1級9号俸

別表第1の公務員採用(初任給標準表)の表を次のように改める。

採用試験	試験	学歴免許等	初任給
採用試験	総合職(院卒)		2級11号俸
	総合職(大卒)		2級1号俸
	一般職(大卒)		1級21号俸
	一般職(高卒)		1級1号俸
	専門職(大卒一群)		1級22号俸
	専門職(大卒二群)		1級21号俸
	専門職(高卒)		1級1号俸

別表第1の公務員採用(初任給標準表)の欄第1項中「この表」の次に「又は次項の表」を加え、同表の欄第1項を2項とする。

2 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。

採用試験	試験	学歴免許等	初任給
採用試験	I 種		2級1号俸
	II 種		1級21号俸
	III 種		1級1号俸
	A 種		1級22号俸
	B 種		1級11号俸

別表第1の公務員採用(初任給標準表)の表を次のように改める。

採用試験	試験	学歴免許等	初任給
採用試験	総合職(院卒)		3級15号俸
	総合職(大卒)		3級5号俸

採用試験	試験	学歴免許等	初任給
採用試験	一般職(大卒)		2級13号俸
	一般職(高卒)		1級3号俸
	専門職(大卒一群)		3級2号俸
	専門職(大卒二群)		2級13号俸
	専門職(高卒)		1級3号俸

別表第1の公務員採用(初任給標準表)の欄第1項中「この表」の次に「又は第4項の表」を加え、同表の欄第1項を2項とする。

2 試験種別「専門職(大卒二群)」の区分の適用を受ける者のうち、皇宮護衛官採用試験(大卒程度試験)の結果に基づいて職員となつた者については、この表の初任給額が「1級21号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。

3 試験種別「専門職(大卒二群)」の区分の適用を受ける者のうち、法務省専門職員(人間科学)採用試験の矯正心理専門職A又は矯正心理専門職Bの結果に基づいて職員となつた者で、刑務所等において資質の調査に関する職務に従事するもの(大学院において心理学を専攻し、修士課程修了以上の学歴免許等の資格を有するものに限る。)については、この表の初任給額の号俸が「2級14号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。

4 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。

採用試験	試験	学歴免許等	初任給	
採用試験	I 種		3級5号俸	
	II 種		2級13号俸	
	III 種		1級3号俸	
	A 種		3級2号俸	
	B 種			2級3号俸

別表第1の公務員採用(初任給標準表)の表を次のように改める。

職種	採用試験	試験	学歴免許等	初任給
一般	採用試験	総合職(院卒)		2級11号俸
		総合職(大卒)		2級1号俸
		一般職(大卒)		1級21号俸
		一般職(高卒)		1級1号俸
		専門職(大卒一群)		1級22号俸
		専門職(大卒二群)		1級21号俸
		専門職(高卒)		1級1号俸

船 通 航 機 空 員 員		高 校 卒	1級1号俵
海上保安官		海上保安大学校専攻科修了	1級24号俵
		海上保安学校本科の修業年限2年の課程卒	1級11号俵
		海上保安学校本科の修業年限1年の課程卒	1級7号俵

別表第1の各職種等並びに初任給標準表の職種等(以下「この表」の次)又は「又は第4項の表」を指し、
 既卒の標準は次の「項」を指す。

- 試験欄の「専門職(大卒二群)」の区分の適用を受ける者のうち、法務省専門職員(人間科学)採用試験の矯正心理専門職A又は矯正心理専門職Bの結果に基づいて職員となつた者で、少年鑑別所において資質の鑑別に関する職務に従事するもの(大学院において心理学を専攻し、修士課程修了以上の学歴免許等の資格を有するものに限る。)については、この表の初任給欄の号俵が「1級22号俵」と定められているものとして取り扱うものとする。
- 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。

採用試験	試験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採用試験	I	種	2級1号俵
	II	種	1級21号俵
	III	種	1級1号俵
	A	種	1級22号俵
	B	種	1級11号俵

別表第1の各職種等並びに初任給標準表の職種等(以下「この表」の次)又は「又は第4項の表」を指し、
 既卒の標準は次の「項」を指す。

採用試験	試験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採用試験		総合職(院卒)	2級15号俵
		総合職(大卒)	2級5号俵
		一般職(大卒)	1級25号俵
		一般職(高卒)	1級5号俵
		専門職(大卒一群)	2級2号俵
		専門職(大卒二群)	1級25号俵
		専門職(高卒)	1級5号俵
		博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)	2級37号俵
		博士課程修了	2級33号俵

そ の 他	修 士 課 程 修 了 了 卒	2級13号俵
	高 校 卒	1級1号俵

試験欄Iの各職種等並びに初任給標準表の職種等(以下「この表」の次)又は「又は第5項の表」を指し、
 既卒の標準は次の「項」を指す。又は「又は第6項」を指し、既卒の標準は次の「項」を指す。

- 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。

採用試験	試験	学・歴免許等	初任給
採用試験	I	種	2級5号俵
	II	種	1級25号俵
	III	種	1級5号俵
	A	種	2級2号俵
	B	種	1級15号俵

- 試験欄の「I種」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもつて充てる必要のある官職に採用されるものについては、前項の表の初任給欄の号俵が「博士課程修了」にあつては「2級33号俵」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」にあつては「2級17号俵」と定められているものとして取り扱うものとする。

既卒の標準は次の「項」を指す。	薬剤師	大学卒	2級1号俵
-----------------	-----	-----	-------

を	薬剤師	大学6卒	2級15号俵
	薬剤師	大学卒	2級1号俵

- 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第1の各職種等並びに初任給標準表の職種等(以下「この表」の次)又は「又は第4項の表」を指し、
 既卒の標準は次の「項」を指す。

学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
 若しくは獣医学」を指す。

試験欄Iの各職種等並びに初任給標準表の職種等(以下「I種、II種若しくはB種」又は「総合職(院卒)、総合職(大卒)、一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)」又は「正規の試験」を「採用試験又は経験者採用試験」又は「I種」を「総合職(院卒)又は総合職(大卒)」又は「III種」を「一般職(高卒)又は専門職(高卒)」を指し、「B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」とを指し、既卒の標準は次の「項」を指す。又は「及び第6項」を指し、既卒の標準は次の「項」を指す。又は「(第7項において「第2級総合無線通信士等」という。))」を指し、「この表」を「第1項の規定」又は「II種」を「一般職(高卒)又は専門職(高卒)」を指し、既卒の標準は次の「項」を指す。

6 1種、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、1種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「8」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」とする。

7 無線従事者のうち、第2級総合無線通信士等に対する前項の規定の適用については、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。

別表第六の公安職俸給表(在職期間表)の備考第一項中「1種、Ⅲ種若しくはB種」を「総合職(院卒)、総合職(大卒)、一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)」に、「1種」を「総合職(院卒)又は総合職(大卒)」に、「2、Ⅲ種若しくはB種」を「2、一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)」に改め、同表の備考第三項中「第1項」の次に「及び第6項」を加え、同表の備考第四項中「有する者」の次に「(第7項において「第2級総合無線通信士等」という。)を長ぐ「この表」を「第1項の規定」に、「Ⅲ種」を「一般職(高卒)又は専門職(高卒)」に改め、同表の備考第五項の「項」を「項」に改める。

6 1種、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「7」とあるのは、1種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5」と、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「9」とする。

7 航空無線従事者のうち、第2級総合無線通信士等に対する前項の規定の適用については、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。

別表第六の公安職俸給表(在職期間表)の備考第一項中「1種、Ⅲ種若しくはB種」を「総合職(院卒)、総合職(大卒)、一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)」に、「1種」を「総合職(院卒)又は総合職(大卒)」に、「Ⅲ種」を「一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)」に改め、「B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」と」を削り、同表の備考第五項の「項」を「項」に改める。

3 1種、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、1種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「8」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」とする。

別表第六の公安職俸給表(在職期間表)の備考第一項中「Ⅲ種」を「一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)」に改め、同表の備考第二項中「1種、Ⅲ種、A種若しくはB種」を「総合職(院卒)、総合職(大卒)、一般職(高卒)、専門職(大卒一群)若しくは専門職(高卒)」に、「1種又はA種」を「総合職(院卒)、総合職(大卒)又は専門職(大卒一群)」に、「Ⅲ種」を「一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)」に改め、「B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「2.5」と」を削り、同表の備考第三項中「1種、Ⅲ種、A種若しくはB種」を「総合職(院卒)、総合職(大卒)、一般職(高卒)、専門職(大卒一群)若しくは専門職(高卒)」に、「1種」を「総合職(院卒)又は総合職(大卒)」に、「2、Ⅲ種、A種若しくはB種」を「2、一般職(高卒)、専門職(大卒一群)若しくは専門職(高卒)」に改め、同表の備考第四項の「項」を「項」に改める。

5 Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「0」とあるのは「2」とする。

別表第六の公安職俸給表(在職期間表)の備考第二項の「項」を「項」に改める。

6 1種、Ⅲ種、A種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「1」とあるのは、1種又はA種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「3」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「2.5」とする。

7 1種、Ⅲ種、A種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級4級の欄中「4」とあるのは、1種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「3」と、Ⅲ種、A種又はB種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5」とする。

別表第六の公安職俸給表(在職期間表)の備考第一項中「1種、Ⅲ種若しくはB種」を「総合職(院卒)、総合職(大卒)、一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)」に、「1種」を「総合職(院卒)又は総合職(大卒)」に、「Ⅲ種」を「一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)」に改め、「B種」

結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」と」を削り、同表の備考第三項中「この表」を「第1項の規定」に、「Ⅲ種」を「一般職(高卒)又は専門職(高卒)」に改め、同表の備考第四項の「項」を「項」に改める。

5 1種、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、1種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「8」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」とする。

6 海上保安庁の船員、通信員及び航空員で高枚卒以上の学歴免許等の資格を有するもの(第4項に掲げる者を除く。)に対する前項の規定の適用については、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。

別表第六の公安職俸給表(在職期間表)の備考第一項中「1種、Ⅲ種、A種若しくはB種」を「総合職(院卒)、総合職(大卒)、一般職(高卒)、専門職(大卒一群)若しくは専門職(高卒)」に、「1種又はA種」を「総合職(院卒)、総合職(大卒)又は専門職(大卒一群)」に、「Ⅲ種」を「一般職(高卒)又は専門職(高卒)」に改め、「B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「2.5」と」を削り、同表の備考第五項の「項」を「項」に改める。

4 1種、Ⅲ種、A種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、1種又はA種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「2.5」とする。

別表第六の公安職俸給表(在職期間表)の備考第一項	薬剤師	2.5	5	を	薬剤師	0	2
--------------------------	-----	-----	---	---	-----	---	---

に改め、同表の備考中第五項を第五項とし、第六項を第六項とし、第七項を第七項とし、同表の備考第二項中「薬剤師」を削り、同項を同表の備考第三項とし、同表の備考第四項の「項」を「項」に改める。

1 職種別の「薬剤師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給標準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「2」とあるのは、「5」とする。

- 附則
(施行期日)
- 第一条 この規則は、平成十四年一月一日から施行する。
(人事院規則一一四の一部改正)
- 第二条 人事院規則一一四(公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例)の一部を次のように改正する。
- 第三条を次のように改める。
- (附則九八第四項から第六項までの規定の適用の特例)
- 第三条 前条第一項の規定により採用された職員に対する附則九八(初任給、昇給、昇給等の標準)第四項から第六項までの規定の適用については、附則八一八(採用試験)第三条第一項に規定する選定者採用試験の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うものとする。
- 第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とする。
- (人事院規則一一三四の一部改正)
- 第三条 人事院規則一一三四(人事管理文書の保存期間)の一部を次のように改正する。
- 別表の二の表附則九八(初任給、昇給、昇給等の標準)の項中「第三十三条第三項」の下に「第四十六條第一項」を加え、「第二十九條の二」を「第三十條」に改め、「第四十七條第三項」を「第四」を削る。

別表の十四の表規則二一〇(国と民間企業との間の人事交流)の項中「第二十二条の報告の文書等」を削る。

別表の十六の表規則三三〇(任期付職員採用及び給与の特例)の項中「第九条の報告の文書等」取得の日「五年」を削る。

別表の十九の表規則一一二四(公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例)の項中「第四条第二項の報告の文書等」取得の日「五年」を削る。

第五条第二項の協議に関する文書等

(人事院規則一一三四の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正前の規則一一三四別表の二の表規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)の項、十四の表規則二一〇(国と民間企業との間の人事交流)の項、十六の表規則三三〇(任期付職員採用及び給与の特例)の項及び十九の表規則一一二四(公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例)の項に掲げる人事管理文書(同条の規定による改正後の規則一一三四別表の二の表規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)の項、十四の表規則二一〇(国と民間企業との間の人事交流)の項、十六の表規則三三〇(任期付職員採用及び給与の特例)の項及び十九の表規則一一二四(公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例)の項に掲げるものを除く)の保存期間については、なお従前の例による。

第五条 人事院規則九一九(給与法別表第一イの備考(二)等の規定の適用を受ける職員)の一部を次のように改正する。

「試験欄」の下に「総合職(大卒)又は」を加える。

(人事院規則二一〇の一部改正)

第六条 人事院規則二一〇(国と民間企業との間の人事交流)の一部を次のように改正する。

第三十二条を次のように改める。

(交流採用職員の規則九一八第四章から第六章までの規定の適用の特例)

第二十一条 交流採用職員に対する規則九一八第四章から第六章までの規定の適用については、規則八一八(採用試験)第三條第一項に規定する経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うことができる。

第二十二條及び第二十四條を削る。

(人事院規則三三〇の一部改正)

第七条 人事院規則三三〇(任期付職員採用及び給与の特例)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

(任期付職員採用第三條第二項の規定により任期を定めて採用された職員の規則九一八第四章から第六章までの規定の適用の特例)

第九条 任期付職員法第三條第二項の規定により任期を定めて採用された職員に対する規則九一八(初任給、昇給等の基準)第四條から第六章までの規定の適用については、規則八一八(採用試験)第三條第一項に規定する経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うことができる。

第十条及び第十一條を削り、第十二條を第十條とする。

人事院は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)に基づき、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止に關し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年十二月二十八日

人事院総裁 江利川 毅

人事院規則一〇一三

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止

(趣旨)

第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質(規則一〇一五(職員の放射線障害の防止)第三條第二項の放射性物質に限る)により汚染された土壌等の除染等のための業務等で人事院の定めるもの(以下「除染等関連業務」という)に係る職員の放射線障害の防止について必要な事項は、規則一〇一四(職員の保健及び安全保持)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(基本原則)

第二条 各省各庁の長は、除染等関連業務に従事する職員その他の職員が放射線(規則一〇一五第三條第一項の放射線をいう)を受けざることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

(職員の被ばく限度及び線量の測定等)

第三条 各省各庁の長は、除染等関連業務に従事する職員の受ける線量が、人事院の定める限度を超えないようにしなければならない。

2 各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、除染等関連業務に従事する職員の除染等関連業務により受ける線量の測定等を行わなければならない。

3 各省各庁の長は、前項の規定による除染等関連業務に従事する職員に係る線量の測定の結果等に基づいて、規則一〇一五第二十四條(第一項第五号を除く)の規定の例により、記録を作成し、及び当該職員に知らせなければならない。

(放射線障害を防止するための措置)

第四条 各省各庁の長は、職員を除染等関連業務に従事させるときは、人事院の定める放射線障害を防止するための措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第五条 各省各庁の長は、職員を除染等関連業務に従事させるときは、あらかじめ人事院の定めるところにより放射線障害の防止のための教育を行わなければならない。

(健康診断)

第六条 除染等関連業務に従事する職員に係る規則一〇一四別表第三(第二号)に掲げる業務に係る規則一〇一四第十九條第一項の健康診断及び規則一〇一四第二十二條第二項第三号の特別定期健康診断の検査の項目及び実施時期については、規則一〇一五第二十六條の規定の例による。

(除染等関連業務管理規程)

第七条 各省各庁の長は、除染等関連業務に従事する職員その他の職員の放射線障害を防止するため、次に掲げる事項について、除染等関連業務を行う旨の規程として除染等関連業務管理規程を作成し、職員に周知させなければならない。

一 除染等関連業務に係る放射線障害の防止に關する事務を処理する官職の名称及び当該官職の当該放射線障害の防止に係る職務内容

二 除染等関連業務に係る測定用の器具等の使用、取扱い及び保守に關すること。

三 除染等関連業務に従事する職員の範囲に關すること。

被災地の薬局等の構造設備に関する規制の緩和(省令事項)

【要望】

被災地の薬局や一般用医薬品のみを販売する店舗の面積が基準を満たさない場合でも、薬局等を開設できるよう、薬局等構造設備規則の緩和を求める。

【現状】

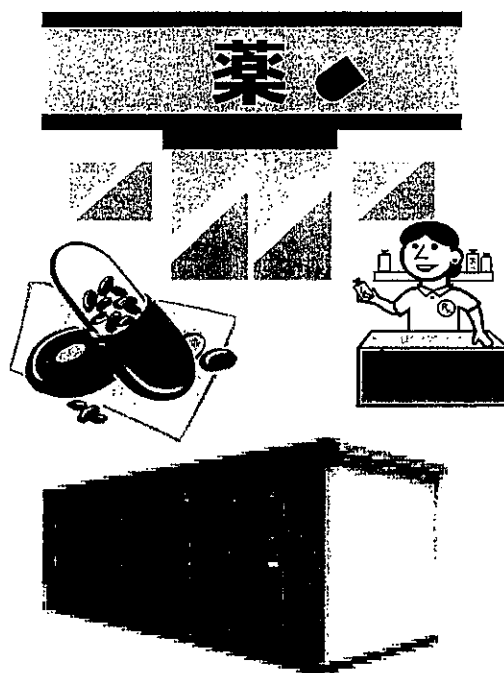
薬局等構造設備規則では、薬局の店舗面積は19.8㎡以上とされている。また、一般用医薬品のみを販売する店舗の面積は13.2㎡以上とされている。

【特区の必要性】

東日本大震災で、薬局等が甚大な被害を受けたことにより、住民への医薬品の提供が困難な地域がいまだ存在する。被災地の住民が少しでも身近なところで医薬品を入手できることは、保健衛生上重要。

【対応方針】

- 面積が基準を満たさない場合でも、実情に応じて県が薬局等の開設許可を与えることができるよう特例的な措置を講じ、被災地の薬局等の設置の支援を行う。



写

医政第1222第12号
薬食発1222第1号
老 発1222第2号
平成23年12月22日

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
埼玉県知事
千葉県知事
新潟県知事
長野県知事

殿

厚生労働省医政局長

医薬食品局長

老健局長

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の公布について (通知)

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令(平成23年内閣府令・厚生労働省令第9号。以下「特例命令」という。)が、本日公布され、平成23年12月26日より施行することとされたところである。

特例命令の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、貴職においては、その旨御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 特例命令の趣旨

東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号。以下「法」という。)第35条において、法第4条に規定する特定地方公共団体が、法第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、政令等規制事業(政令又は主務省令により規定された規制に係る事業であって復興推進計画の区域内において実施されるものをいう。以下同じ。)を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用することとされた。

これを踏まえ、復興の円滑かつ迅速な推進のために規制の特例措置を認める必要があるものについて、厚生労働省関係の政令等規制事業として次のとおり定めることとした。

2 特例命令の内容

一 地域医療確保事業(第1条関係)

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑か

つ迅速な推進のために必要な医療を担う病院を確保する事業（地域医療確保事業）及びその事業の期間を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の病院のうち、一定の申請書等を踏まえ道県の知事が必要と認めるものに対して、以下の特例措置の適用を認めること。

- 配置すべき医療従事者数の計算に当たり、入院患者の数等については、地域の実情に応じ、妥当な方法により計算された数を用いることができること
- 医師配置標準については、通常の90%相当に緩和すること（ただし、医師3人は下回らないものとする。）

二 医療機器製造販売業等促進事業（第2条及び第3条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において雇用機会の創出その他復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な医療機器の製造販売業者及び製造業者の事業の開始を促進する事業（医療機器製造販売業等促進事業）及びその事業の期間を定め、並びに医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者の資格要件の一つである実務経験の要件に関する基準について医療機器の品質管理上、保健衛生上等の観点から薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に定める基準に相当する基準を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日からその事業の期間が満了する日までの間、薬事法施行規則に定める医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者の資格要件の一つである実務経験の要件に関する基準について、当該復興推進計画に定めた基準を適用するものとする。

三 薬局等整備事業（第4条及び第5条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な薬局及び店舗販売業の店舗を整備する事業（薬局等整備事業）を定め、かつ、その事業の期間を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日からその事業の期間が満了する日までの間、当該事業の対象である薬局等であって、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に定める面積に関する基準

を満たさないもののうち、その所在地の道県知事等が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、薬局等構造設備規則に定める面積等の構造設備に関する基準の一部を適用しないものとする。

四 訪問リハビリテーション事業所整備推進事業（第6条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な指定訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業（訪問リハビリテーション事業所整備推進事業）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の道県知事が認めるものについて、開設主体を病院、診療所及び介護老人保健施設に限定しないこととする。

五 介護老人福祉施設等整備推進事業（第7条関係）

特定地方公共団体が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な介護老人福祉施設等の整備を推進する事業（介護老人福祉施設等整備推進事業）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の介護老人福祉施設等であって、病院、診療所若しくは老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと所在地の道県知事（地域密着型介護老人福祉施設の場合にあつては、市町村長）が認めるものについては、医師の配置基準について適用しないこととする。

六 介護老人保健施設整備推進事業（第8条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な介護老人保健施設の整備を推進する事業（介護老人保健施設整備推進事業）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の

認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の介護老人保健施設であって、病院又は診療所との密接な連携を確保し、入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うとその所在地の道県知事が認めるものに対する医師の配置基準については、当該介護老人保健施設の表情に応じた適当数とすること。

七 介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業（第9条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業（介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の道県知事が認めるものについて、開設主体は、病院、診療所及び介護老人保健施設に限定しないこととすること。

3 施行期日等

一 この命令は、法の施行の日（平成23年12月26日）から施行することとしたこと。（附則第1条関係）

二 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）及び薬局等構造設備規則に係る政令等規制事業に関する経過措置を設けたこと。（附則第2条及び第3条関係）

政 令

○東日本大震災復興特別区域法施行期日を定める政令（四〇〇）

○東日本大震災復興特別区域法施行令（四〇一）

府 令

○東日本大震災復興特別区域法施行規則（内閣府六九）

附 令・省 令

○厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二條第四項に規定する命令の特別に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（内閣府・厚生労働省）

○東日本大震災復興特別区域法第四十九條第一項及び第五十五條第二項に規定する農林水産大臣に対する協賛に関する命令（内閣府・農林水産大臣）
○東日本大震災復興特別区域法第四十八條第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協賛に関する命令（内閣府・農林水産大臣・国土交通大臣）

省 令

○東日本大震災復興特別区域法第五十三條第四項、第五十四條第四項及び第九項並びに第五十六條第二項に規定する国土交通大臣等に対する協賛に関する命令（内閣府・国土交通大臣）
○東日本大震災復興特別区域法第十八條第一項の認定の申請に係る道府県公安委員会（委員）の選任に関する命令（同五五）

○東日本大震災復興特別区域法第四十九條第六項に規定する国土交通大臣、環境大臣等に対する協賛に関する命令（内閣府・国土交通大臣・環境大臣）
○東日本大震災復興特別区域法第四十三條の地方税の課税免除又は不応課税に付し、世帯が適用される場合を定める省令（総務一六〇）
○不動産登記規則の一部を改正する省令（法務四一）
○厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二條第五項に規定する命令（法務四一）

○農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法第二條第六項に規定する命令（農林水産・国土交通）
○農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法第二條第六項に規定する命令（農林水産・国土交通）
○農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法第二條第六項に規定する命令（農林水産・国土交通）
○農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法第二條第六項に規定する命令（農林水産・国土交通）
○農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法第二條第六項に規定する命令（農林水産・国土交通）
○農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法第二條第六項に規定する命令（農林水産・国土交通）

告 示

○国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則
○国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則
○国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則
○国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則
○国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則
○国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則
○国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則

○東日本大震災復興特別区域法第四十九條第六項に規定する命令（国土交通大臣）
○東日本大震災復興特別区域法第四十九條第六項に規定する命令（国土交通大臣）
○東日本大震災復興特別区域法第四十九條第六項に規定する命令（国土交通大臣）
○東日本大震災復興特別区域法第四十九條第六項に規定する命令（国土交通大臣）
○東日本大震災復興特別区域法第四十九條第六項に規定する命令（国土交通大臣）
○東日本大震災復興特別区域法第四十九條第六項に規定する命令（国土交通大臣）
○東日本大震災復興特別区域法第四十九條第六項に規定する命令（国土交通大臣）

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令 詔替表

- 医療法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第五十号) 第十九条第五項及び附則第五十条の詔替え..... 1
- 薬事法施行規則 (昭和三十六年厚生省令第一号) 第八十五条第三項第一号の詔替え..... 3
- 薬事法施行規則 (昭和三十六年厚生省令第一号) 第八十五条第四項第一号の詔替え..... 4
- 薬事法施行規則 (昭和三十六年厚生省令第一号) 第九十一条第三項第一号の詔替え..... 5
- 薬事法施行規則 (昭和三十六年厚生省令第一号) 第九十一条第四項第二号の詔替え..... 6
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号) 第七十七条第一項の詔替え..... 7
- 介護老人保健施設の人員、設備、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十号) 第二一条第一項第一号の詔替え..... 8
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十五号) 第八十条第一項の詔替え..... 9

第五十項の認定を併せて行っている場合は、その認定は、同項の認定に係る省令の規定にかかわらず、同項の規定の適用に当たっては、同項の認定に係る省令の規定を適用するものとする。

第六条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号) 第七十七条第一項の詔替え。

第七号 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十五号) 第八十条第一項の詔替え。

第一項の認定を併せて行っている場合は、その認定は、同項の認定に係る省令の規定にかかわらず、同項の規定の適用に当たっては、同項の認定に係る省令の規定を適用するものとする。

第六号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号) 第七十七条第一項の詔替え。

第七号 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十五号) 第八十条第一項の詔替え。

第八号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号) 第七十七条第一項の詔替え。

第九号 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十五号) 第八十条第一項の詔替え。

この省令の特例に関する措置は、同項の認定に係る省令の規定にかかわらず、同項の規定の適用に当たっては、同項の認定に係る省令の規定を適用するものとする。

第六号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号) 第七十七条第一項の詔替え。

第七号 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十五号) 第八十条第一項の詔替え。

第八号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号) 第七十七条第一項の詔替え。

第九号 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十五号) 第八十条第一項の詔替え。

種	項	定
介護施設 (介護施設)	第八号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号) 第七十七条第一項の詔替え。
介護施設 (介護施設)	第九号	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十五号) 第八十条第一項の詔替え。

<p>1 他の病院又は診療所との密接な連絡を確保する等適切な医療を提供するための取組を行うと認められる病院であること。</p> <p>2 前項の規定による申請をするには、申請書に他の病院又は他の病院又は診療所との密接な連絡を確保する等適切な医療を提供するための取組を記載した計画書を添付しなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>1 次に掲げる地域をその区域内に有する市町村又はこれに準ずる市町村の区域に所在する病院であること。</p> <p>イ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域</p> <p>ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地</p> <p>ハ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村</p> <p>ニ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>2 前項の規定による申請をするには、申請書に医師の確保に向けた取組、病院の機能の見直し等当該病院における医師の充足率（当該病院が現に有する医師の員数の第十九条第一項第一号の規定により当該病院が有すべき医師の員数の標準に対する割合をいう。）の改善に向けた取組を記載した計画書を添付しなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p>
--	---

○第一条の規定による医療法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十九条第五項及び附則第五十条の読替え

（傍線部分は読替部分）

<p>読 替 後</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>5 第一項の入院患者、外来患者及び取扱処方せんの数、前年度の平均値とする。ただし、東日本大震災（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。）の影響により当該数変動し、実情に即したものとならない場合は、地域の実情に応じ、妥当な方法により計算された数とすることができるとし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。</p> <p>附 則</p> <p>第五十条 厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年 内閣府 厚生労働省令第九号）第一条の認定を受けた道県の知事は、次に掲げる要件のすべてに該当する病院から法第七条第二項の許可の申請（第一条の第十四第一項第八号に掲げる事項のうち医師の定員を三年間に限って減じようとするものに限る。）があつたときは、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、法第七条第二項の許可をすることがある。</p>	<p>読 替 前</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>5 第一項の入院患者、外来患者及び取扱処方せんの数、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。</p> <p>附 則</p> <p>第五十条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる要件のすべてに該当する病院から法第七条第二項の申請（第一条の第十四第一項第八号に掲げる事項のうち医師の定員を三年間に限って減じようとするものに限る。）があつたときは、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、都道府県医療審判会の意見を聴いて、法第七条第二項の許可をすることがある。</p>
--	---

○第三条第一項の規定による薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第八十五条第四項第一号の読替え

（傍線部分は読替部分）

読替後	読替前
<p>(総括製造販売責任者の基準) 第八十五条 (略) 2、3 (略) 4 一般医療機器の品質管理及び製造販売後安全管理を行う者に係る法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した者であつて、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令(第二条第二項第二号に掲げる基準を満たしたも</p>	<p>(総括製造販売責任者の基準) 第八十五条 (略) 2、3 (略) 4 一般医療機器の品質管理及び製造販売後安全管理を行う者に係る法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医薬品等の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者</p>
二 (略)	二 (略)

○第三条第一項の規定による薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第八十五条第三項第一号の読替え

（傍線部分は読替部分）

読替後	読替前
<p>(総括製造販売責任者の基準) 第八十五条 (略) 2 (略) 3 高度管理医療機器又は管理医療機器の品質管理及び製造販売後安全管理を行う者に係る法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一 大学等で物理学、化学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者であつて、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令(平成二十三年内閣府令第九号)第二条第二項第一号に掲げる基準を満たしたも</p>	<p>(総括製造販売責任者の基準) 第八十五条 (略) 2 (略) 3 高度管理医療機器又は管理医療機器の品質管理及び製造販売後安全管理を行う者に係る法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一 大学等で物理学、化学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者</p>
4 (略)	4 (略)
二 (略)	二 (略)

○第三条第二項の規定による薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十一条第四項第一号の読替え

（傍線部分は読替部分）

読替後	読替前
<p>(責任技術者の資格) 第九十一条 (略) 2、3 (略) 4 一般医療機器のみを製造する製造所にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を責任技術者とする事ができる。 一 (略) 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した者であつて、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二條第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令第二條第二項第四号に掲げる基準を満たした者。</p>	<p>(責任技術者の資格) 第九十一条 (略) 2、3 (略) 4 一般医療機器のみを製造する製造所にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を責任技術者とする事ができる。 一 (略) 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者。</p>
三 (略)	三 (略)

○第三条第二項の規定による薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十一条第三項第一号の読替え

（傍線部分は読替部分）

読替後	読替前
<p>(責任技術者の資格) 第九十一条 (略) 2 (略) 3 法第十七条第五項に規定する医療機器の製造所の責任技術者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 (略) 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者であつて、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二條第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十二年内閣府令第九号）第二條第二項第三号に掲げる基準を満たした者。</p>	<p>(責任技術者の資格) 第九十一条 (略) 2 (略) 3 法第十七条第五項に規定する医療機器の製造所の責任技術者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 (略) 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者。</p>
4 (略) 三〜四 (略)	4 (略) 三〜四 (略)

○第八条の規定による介護老人保健施設の人員、設備、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第二十一条第一号の詠替え

（傍線部分は詠替部分）

詠 替 後	詠 替 前
<p>（従業者の員数）</p> <p>第二条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師 介護老人保健施設の実情に応じた適當數</p> <p>二 〇八（略）</p> <p>二 〇七（略）</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第二条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師 常勤換算方法で、入所者の數を百で除して得た數以上</p> <p>二 〇八（略）</p> <p>二 〇七（略）</p>

○第六条の規定による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第七十七条第一項の詠替え

（傍線部分は詠替部分）

詠 替 後	詠 替 前
<p>（設備及び備品等の要件）</p> <p>第七十七条 指定訪問リハビリテーション事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（設備及び備品等の要件）</p> <p>第七十七条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p> <p>2（略）</p>

○第九条の規定による指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
 関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第八十条第一項の読替え

（傍線部分は読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>第八十条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第八十条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

3月中旬以降

4月

5月

6月以降

※数値は9/30時点

政府

○官邸対策室設置、緊急参集チーム招集(3/11 PM14:50)

○緊急災害対策本部を設置(3/11 PM15:14)

被災者生活支援本部(3/17)

○厚生労働省災害対策本部(3/11 PM14:50)

厚生労働省現地対策本部(3/12 AM9:00)

147

医療

DMAT(災害派遣医療チーム)による救護活動(3/11~3/22)
▲最大193チームが現地で活動(3/13)

○被災者健康支援連絡協議会(4/22~)

医療関係団体等の医療チームの派遣・急性期(3/16~) ▲最大約706人(156チーム)が現地で活動(4/15)

約16人(8チーム)活動中。(累計12,155人(2,589チーム))

薬剤師の派遣(3/17~)

▲最大133人が現地で活動(4/10)

8/5活動終了(累計1,915人)

保健師・看護師等の保健活動(3/14~)

○現地での直接雇用ヘシフト(累計126人(9/2))

59人活動中(累計11,194人)

管理栄養士の派遣(3/20~)

○宮城では全避難所で食事の総点検を2度実施(4/1~、5/1~)
○岩手(5/10~)・福島(4/20~)でも食事の総点検を実施

活動終了(累計577人)

心のケアチーム派遣(3/16~)

20人(7チーム)活動中。(累計3,218人(57チーム))

薬剤師の活動

現在の活動

- ・避難所等における医薬品供給、相談等
- ・病院、薬局における調剤等の医療活動
- ・医薬品集積所での医薬品の仕分け・管理等

- 救護所・避難所等における被災者に対する医薬品提供、服薬説明及びお薬手帳の活用
 - ・医療チームに同行して、避難所等における処方支援、医薬品の識別、代替医薬品の提案、医薬品の提供、服薬説明
 - ・各避難所等において医薬品に関する相談応需・服薬説明、一般用医薬品の使用相談・提供

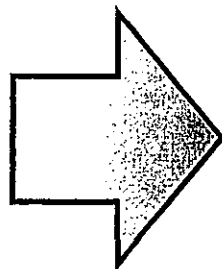
- 被災地の病院の薬剤師業務の支援（院内調剤、外来患者への服薬説明等）

- 避難所等における衛生管理、防疫対策

- 医薬品集積所等での医薬品の仕分け・管理、救護所・避難所への払い出し作業

今後の活動

- 被災地の薬局、医療機関における調剤、服薬指導等による患者への継続的な支援
- 避難所や仮設住宅入居者への巡回による薬の提供や相談及び衛生管理



（被災地におけるくすりの相談窓口）（避難所の仮設薬局での医薬品管理）



